



令和4年11月21日

日常生活用具給付意見書の誤送付

羽曳野市保健福祉部障害福祉課において、日常生活用具給付意見書を誤って別の方に送付したことが判明しましたので、ご報告いたします。

概要	<p>令和4年11月14日に市民（Aさん）が来庁され、日常生活用具給付申請書と医師が作成した日常生活用具給付意見書を提出された。</p> <p>申請者が帰られた後に、当課担当者が記載内容の不備に気づき、申請者に電話し、意見書を自宅へ返送するので再提出していただくよう依頼。</p> <p>令和4年11月15日に書類を郵送。この際に誤って別人（Bさん）の宛名の封筒で送付。</p> <p>令和4年11月18日にBさんから、誤ってAさんの書類が届いていると電話連絡があり誤送付と個人情報の漏洩が判明した。</p>
漏洩した個人情報	「住所・氏名・生年月日・障害名又は傷病名・障害の部位及びその状況・日常生活用具名・医療機関名・医師氏名」各欄の記載情報。
対応	<p>漏洩判明当日（18日）に、誤配郵送物をBさん宅へ回収しに行き、謝罪を行った。</p> <p>同日、Aさん宅へ訪問し状況説明及び謝罪を行った。</p>
原因	<p>Bさんの案件を処理中にAさんの案件が入り取り違えてしまった。</p> <p>Aさん宛ての送付書を作成する際、システムの情報を切り替えることを失念しBさんの情報を表示したまま作業を行ったため、Bさんの情報を入力してしまった。</p> <p>また、送付前に他の職員のチェックを受けなかったことから、宛先がBさんの封筒にAさんの日常生活用具給付意見書を同封し送付してしまった。</p>

再発防止	今回の事務ミスによる極めて重大な個人情報の漏洩となった事案を受けて、担当内において個別で発送処理をするあらゆる公文書の書面について、封入時と発送時での二重チェックの徹底を図ります。
コメント	<p>(保健福祉部長)</p> <p>このような事態を招いたことを重く受け止め、あらためてお詫び申し上げますとともに、個人情報が記載された書類を郵送する際の確認などについて指導を徹底し再発防止に取り組みます。</p>
問合せ	<p>保健福祉部障害福祉課</p> <p>Tel 072-958-1111</p> <p>内線1310</p>